

敦賀発電所2号機 Aディーゼル発電機 シリンダ冷却水ポンプ出口配管フランジ部からの冷却水漏れによる待機除外について (フランジ部の補修完了と冷却水漏れの原因と対策)

敦賀発電所2号機は第18回定期検査中のところ、1月12日14時41分頃、Aディーゼル発電機の負荷試験中において、シリンダ冷却水ポンプ出口配管フランジ部（以下、「当該フランジ部」という。）より約3滴/秒の冷却水が漏れていることを当社運転員が確認しました。

このため、当該フランジ部の増し締めを行いました但し改善が見られないことから、1月13日14時01分にAディーゼル発電機を待機除外とし、保安規定第273条※で定める運転上の制限を満足していないと判断しました。

本事象による周辺環境への影響はありません。

その後、点検作業により待機除外としていたBディーゼル発電機を復旧し、起動確認等にて正常に動作することが確認できたことから、1月14日12時40分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

※：保安規定第273条

モード1、2、3及び4以外において、ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備が動作可能であることが規定されている。

(2022年1月13日、1月14日お知らせ済み)

冷却水が漏れた原因調査として当該フランジ部を点検した結果、フランジ部に装着されているガスケットが損傷していることを確認しました。また、このガスケットは、本来の仕様とは異なるガスケット（強度の低い製品）であることを確認しました。

その原因を調査したところ、損傷したガスケットは前回点検を行った会社が、別のフランジ部の予備として現場に持ち込んだものであり、当該フランジ部に使用していたガスケットと同じ形状であったため、型式を確認せずに取り付けしていたことが判明しました。

対策として、工事に使用する部品以外は現場に持ち込まないよう社内規程に反映するとともに、部品の型式を確実に確認したうえで取り付けるよう、工事関係者および所員に教育を行い、再発防止に努めます。

当該フランジ部については、本来の仕様のガスケットに交換した上で漏れが無いことを確認し、1月21日にAディーゼル発電機を待機状態に復旧しました。

